

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書（案） (道路構造物関連)

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長尾松智（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲府河川国道事務所所管施設等の災害時における早期情報収集及び応急対策（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所が管理または工事中の道路施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

また山梨県やその周辺の広範囲で災害が発生した場合等においては、山梨県域やその周辺地域の社会活動復旧に資するために、他の行政機関が所管する施設等に拡大して業務を実施することがある。

第2条（協力要請）

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し業務の協力を要請することが出来るものとする。また、業務を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

第3条（業務内容）

甲が乙に対し要請を行う業務の内容は、以下のとおりである。

① 緊急点検（パトロール）

地震等の災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため危険箇所にバリケードやロープ等を設置し、注意喚起や通行規制を行うため案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

③ 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ 道路除雪

異常気象による豪雪時の道路除雪を行い通行確保を図る。

⑥ 災害対策基本法第76条の6に基づく業務

緊急車両等の通行の妨げになる放置車両等の移動等を実施する。

⑦ 防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）及び甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。また、甲以外が主催する訓練に参加を要請する場合がある。

第4条（業務の実施区間）

業務の実施区間は、別紙の甲府河川国道事務所〇〇出張所管理の〇〇〇〇から〇〇〇〇区間とする。（別図参照）

第5条（建設資機材等の報告）

本協定締結時に、乙はあらかじめ業務の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、技術者、作業員（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により報告するものとする。

- 2 前項以降においても、乙は毎年度当初の4月に「建設資機材等」の数量等を把握し、書面により報告するものとする。また、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する「建設資機材等」について、1項、2項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

第6条（業務の出動要請）

甲は乙に対し第2条に基づき業務の出動要請をする場合は、書面または電話等の方法によるものとする。

- 2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があつたものとみなして、乙の判断で出動するものとする。

- 3 別に示す気象庁震度計（別紙）において震度6弱以上の震度を観測した場合、又は気象庁による震度情報の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。
- 4 乙は出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

第7条（業務の指示等）

- 業務の直接の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
- 2 前条2項により出動した場合は、乙の判断により業務を実施し、出張所長へ報告するものとする。
 - 3 前条3項により出動した場合は、第4条に定める区間の緊急点検（パトロール）を実施し、被害の有無及び被害状況について出張所長に報告するものとする。

第8条（建設資機材等の提供）

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり、相互に「建設資機材等」を提供するものとする。

第9条（契約の締結）

- 甲は、第6条に基づき、乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。
ただし、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容の場合を除く。

第10条（業務の実施報告）

- 乙は、第6条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し業務を実施するものとする。
- 2 乙は業務を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間、体制及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。
 - 3 緊急点検（パトロール）については所定の日報様式（ルート及び時刻、また徒步等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。
 - 4 甲は、必要に応じて業務の途中段階で使用した「建設資機材等」の報告を求めることができるものとする。

第11条（業務の完了）

乙は、業務が完了したときは、直ちにその旨を出張所長に報告するものとする。

第12条（費用の請求）

乙は業務完了後、当該業務に要した費用（第8条による乙の「建設資機材等」を含む）の見積書を出張所長経由で甲に提出するものとする。

第13条（費用の支払）

甲は、第12条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第9条に基づき、その費用を支払うものとする。

第14条（損害の負担）

業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または「建設資機材等」に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

第15条（業務の特例）

災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容又は第4条で規定する以外の区間についても、甲は乙に業務を要請できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者、並びに契約者となる者について、支援要請の際に通知するものとするが、甲以外の者との契約、業務の実施報告、業務完了の報告、費用の請求及び費用の支払いの方法については、乙は乙と契約を行う者の指示等に従うものとする。

第16号（緊急通行車両）

本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

第17条（身分証明書の発行）

災害対策基本法に基づく業務を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

第18条（有効期限）

この協定の期間は、平成30年9月1日から平成33年8月31日までとする。

第19条（協定の解約）

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があつた場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があつた場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

第20条（その他）

第4条で規定する業務の実施区間は、所管施設の改良や移管等により変更することがある。

- 2 前条（業務の特例）に基づき行う業務が、関東地方整備局以外の所管する施設における場合は、総合評価落札方式による工事契約手続きの企業の技術力の評価において、関東地方整備局以外の行政機関等の所管施設における災害活動として取扱う。

また、この協定に基づく防災訓練は、総合評価落札方式による工事契約手続きの企業の技術力の評価において、災害活動実績には認めないものとする。

- 3 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第21条（附則）

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所長 尾 松 智 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別紙（第6条 第3項）

協定区間	対象となる気象庁震度計（発表地点）
1	上野原市、大月市
2	大月市
3	大月市
4	大月市、甲州市
5	甲州市、笛吹市
6	笛吹市、甲府市
7	甲府市、昭和町、甲斐市
8	甲斐市、韮崎市
9	韮崎市
10	韮崎市、北杜市
11	北杜市、長野県富士見町
12	南部町
13	南部町、身延町
14	身延町
15	身延町
16	身延町、富士川町、南アルプス市
17	富士川町、南アルプス市
18	南アルプス市、甲斐市、韮崎市
19	甲斐市、甲府市
20	富士河口湖町、富士吉田市、山中湖村
21	富士河口湖町
22	富士吉田市、西桂町
23	西桂町、大月市、都留市

協定区間毎に、対象となる気象庁震度計のいずれかが、震度6弱以上の震度を観測した場合は、協定区間全域において、第7条3項の事項を履行するものとする。